

意見書

平成 22 年 10 月 8 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
えべ つとむ
代表取締役社長 江部 努

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証項目		意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定用件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証	<p>【基本的な考え方】</p> <p>現行の指定電気通信設備制度は、従来の電話のメタル回線やネットワークを前提に、当社以外に設備を構築する事業者がなく、他事業者は当社が設置した設備を利用せざるを得ないといった状況を念頭に導入されてきたものですが、その後、我が国では、世界で最もオープン化が進展しており、ブロードバンド市場においては、FTTH、ADSL、CATV及び高速無線アクセス等、他事業者による多種多様なアクセスラインが提供されるとともに、ルータ等の局内装置については他事業者が自ら設置し当社の局内装置を利用するケースはほとんどない等、現実には設備ベースの競争が進展しており、その市場環境・競争状況は大きく変化しています。</p> <p>昨年度の検証においては、NGN・地域IP網・ひかり電話網といったIP通信網や局内装置類及び加入者光ファイバ等について、シェアや他事業者が当社の設備・ネットワークに接続している又は接続する可能性があること等を理由として、引き続き指定の対象としております。</p> <p>しかしながら、シェアについては、公正な競争環境下における競争の結果に過ぎず、指定電気通信設備としての不可欠性に起因しているものではないと考えます。</p> <p>また、現実的にアクセス設備が当社の固定電話網しかなく、他事業者は当社の固定電話網と接続しなければ電話サービスを提供できないといった時代のPSTNの接続とは異なり、IP通信網同士の接続は、当社及び他事業者双方にとって相互接続性を確保することが必要であるため、当社の設備・ネットワークに接続していることを以って指定電気通信設備の対象にすることは不適切であると考えます。</p> <p>したがって、今年度の検証にあたっては、現時点における市場環境・競争環境を十分に検討した上で、「不可欠性」のない以下の設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>

検証項目		意見
		<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話】</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しており、他事業者の利用実績も増加しています。 <p>中継ダークファイバの提供実績：</p> <p>151 事業者、2,986 区間、約 4.6 万芯(2007 年 3 月末) ⇒152 事業者、3,431 区間、約 5.4 万芯(2010 年 3 月末)</p> <p>局舎コロケーションの提供実績：</p> <p>127 事業者、1,884 ビル、約 4.5 万架(2007 年 3 月末) ⇒119 事業者、2,003 ビル、約 5.0 万架(2010 年 3 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。 <p>(2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2010 年 3 月末)は 55.8%、特に首都圏では 49.6%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する

検証項目		意見
		<p>等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。</p> <p>(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p> <p>・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」</p> <p>「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」</p> <p>といった意見があるように、ブロードバンド市場に、従来の電話を前提とした規制を持ち込むことなく、NGN等のIP通信網については、米国と同様に、原則非規制としていただきたいと考えます。</p> <p>なお、昨年度の検証において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由は、以下のとおり、合理的な理由とはならないと考えます。</p> <p>◆NGNの昨年度の検証結果</p> <p>昨年度の検証では、当社のNGNについて、</p> <p>①NGNはシェア70%超を占めるFTTH サービスやシェア75%超を占めるひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP通信網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、</p>

検証項目	意見
	<p>②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、</p> <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のNGNを指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、エンドユーザを獲得する競争構造となっていること。 ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年3月末)は55.8%、特に首都圏では49.6%と熾烈な競争が展開されていること。 ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・FVNOは、現にNGNの一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、いまだ具体的な利用の要望もないこと。 ・FNOについても、現にNGNの一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。

検証項目		意見
		<p>◆地域IP網の昨年度の検証結果</p> <p>昨年度の検証では、地域IP網について、</p> <p>①少なくとも 2010 年度時点を見据えた場合、NGNと当面並存する状況の中で、現在よりもその規模を拡大することが想定されており、NTT東西のFTTHサービスが、FTTH市場のシェアの74%を超える状況の中で近年も拡大傾向にある状況を踏まえれば、FTTHサービス等を提供するネットワークとしてその重要性は高まりこそすれ、低くなるとは直ちに判断することはできないこと、</p> <p>②現にNTT東西合計で 160 社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、</p> <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社の地域 IP網を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年3月末)は55.8%、特に首都圏では49.6%と熾烈な競争が展開されていること。 ・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。

検証項目		意見
		<p>◆ひかり電話網の昨年度の検証結果</p> <p>昨年度の検証では、ひかり電話網について、</p> <p>①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、</p> <p>②OAB～JIP 電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、2009年6月時点で70%(番号ベース)であること、</p> <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のひかり電話網を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西の OAB～J IP電話シェアは35%(東西計:2010年3月末)に過ぎないこと。 ・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは7%であり、ソフトバンクモバイル殿が2,300万番号を超えている中で、ひかり電話は1,000万番号(東西計:2010年3月末)に過ぎないこと。

検証項目	意見
	<p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した 2001 年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003 年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、82.5%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。</p> <p>自前局内光ファイバの推移： 79%（局内光ファイバ総数 184 千芯のうち他事業者による 自前敷設が 145 千芯（2007 年 3 月末）） ⇒82.5%（局内光ファイバ総数 283 千芯のうち他事業者による自前敷設が 234 千芯（2010 年 3 月末））</p> <p>なお、昨年度の検証では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないとされています。</p> <p>しかしながら、当社の加入者光ファイバにはボトルネック性はないことに加え、少なくとも現時点ではアンバンドルされていることから、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバとは切り離して検討されるべきであり、上記の理由は当該設備を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p>

検証項目		意見
		<p>【イーサ系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、20%(2010年3月末)であり、競争は十分に進展していること。</p> <p>(2)また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p> <p>なお、昨年度の検証では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、</p> <p>①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、</p> <p>②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、</p> <p>から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないかとされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のイーサネットサービス等のデータ通信網を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <p>・専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。</p>

検証項目	意見
	<p>・現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。</p> <p>【加入者光ファイバの非指定設備化】</p> <p>現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。</p> <p>・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。</p> <p>・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも</p>

検証項目	意見
	<p>業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 ・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。 <p>なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、 ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、 ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、 <p>から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、メタルと光を区別せずに指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光

検証項目		意見
		<p>ファイバを自前敷設することが可能であること。</p> <p>・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。</p> <p>【FTTHサービスの屋内配線】</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされたところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>(1) 屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>(2) 現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>(3) また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p>

検証項目	意見
	<p>【WDM装置】</p> <p>WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</p> <p>現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。</p> <p>しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされており、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性を有することになる蓋然性は極めて低いと考えます。</p> <p>それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。</p>

検証項目			意見
			<p>加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用が NTT 東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p>

検証項目		意見
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・イーサネットフレーム伝送機能 <p>なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」答申(2008年3月28日)においても、「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である」とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な接続要望を踏まえて検討するものであると考えます。</p> <p>また、ひかり電話網が指定電気通信設備とされたことによって、昨年度より複数の事業者との間で、他事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定することで事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が現に発生していることから、関門交換機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>また、現在、接続料の事業者協議において、当社の接続料より高い接続料を提示してきた事業者に対し算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあることから、</p>

検証項目			意見
			仮に当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、他事業者に対しても接続料の対象コストや算定プロセスの開示を義務付けること等により透明性を確保し、その適正性が検証できる仕組みを早急に導入していただきたいと考えます。

検証項目		意見
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定用件に関する検証	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>第二種指定電気通信設備制度については、以下の観点から特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とし、接続料の適正性を検証する必要があると考えます。</p>
	イ 指定の対象に関する検証	<p>(1) 携帯通信事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業を展開している以上、全ての携帯通信事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること。</p> <p>(2) 第一種指定電気通信設備である当社ひかり電話網が 1,000 万番号(東西計:2010 年 3 月末)である一方で、携帯電話市場で見ればシェア 25%に満たないとして二種指定電気通信設備規制の対象外とされているソフトバンクモバイル殿は 2,300 万番号(2010 年 3 月末)を超えている等、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者からみると、その影響力は非常に大きくなっていること。</p>

検証項目		意見
(3) 禁止行為に関する検証	3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証	<p>当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っていることから、公正競争上の問題は特段生じていないと考えておりますが、昨年度の検証結果においても、複数の事項が引き続き注視していくものとされています。</p> <p>引き続き注視していく事項として検証結果に記載されること自体、当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じさせかねないことから、競争セーフガード制度の運用にあたっては、過去に注視事項とされたものについて、現に公正競争上の問題が生じていないものは、あらためて注視事項として記載しないよう見直しを行うべきと考えます。</p>
	イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証	
	3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	

検証項目		意見
2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(1) 検証の対象	<p>【活用業務認可制度】</p> <p>活用業務制度については、IP化の進展と多様なユーザーニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていたNTT東西の業務範囲の拡大が法制化されたものと認識しています。</p> <p>こうした趣旨に照らし、今後も東・西NTTがお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスをスピーディーに提供し、市場の活性化に貢献していくためには、昨年度の検証時に総務省の考え方で「パブリック・コメントを招請する場合には、迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点からの要請にも十分配慮する」と示されたとおり、活用業務制度について、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと思います。</p>